

徳島県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
大神子訪問看護ステーション	徳島市大原町余慶七 一―二	小松島市田浦町字近 里八五―二	社会福祉法人すだち会	令和七年四月 一日